

南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（素案）をパブリックコメントに付すことについて（概要）

平成 28 年 2 月
総務部情報政策課

1 策定の趣旨

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が公布され、平成 28 年 1 月より、マイナンバーの利用が開始された。番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性、市民の利便性を高めるための制度であり、マイナンバーの利用範囲は、番号法に定められた事務、及び地方公共団体が条例で定めた事務とされている。今回の条例改正は、マイナンバーの利用事務の範囲を広げることにより、効率性・透明性、利便性をさらに高めることを趣旨とする。

2 条例改正(マイナンバー利用事務の追加)の概要

(1)マイナンバーの独自利用の根拠及び事務の選定

・番号法第 9 条第 2 項の規定

マイナンバーの利用事務は、番号法第 9 条第 1 項による番号法別表第 1 に定められた事務（以下「法定事務」という。）であるが、番号法第 9 条第 2 項では、地方公共団体が条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）においても、マイナンバーの利用を認めている。

しかし、独自利用の範囲についても、

- ①福祉、保健若しくは医療その他の社会保障
- ②地方税
- ③防災
- ④その他①～③に類する事務

で、必要な限度としている。

・独自利用事務の選定基準

上記を根拠とし、次の 3 点のいずれかに該当する事務を独自利用事務とする。

- ①市民への金銭や物品等の支給や補助、貸付に関する事務であること
- ②個人情報保護委員会が情報連携の対象となる独自利用事務の事例として示した事務であること

③番号法別表第1に掲げられた事務に**関連が深い事務**であること

なお、上記基準による選定においては、**市民の負担軽減**（手続きにおける添付書類の削減）、**事務の効率化等**が図られることを**前提**としている。
以上のことから、資料2の**34事務**を独自利用事務とする。

(2)情報提供ネットワークによる情報連携

・法定事務の情報連携

平成29年7月より、国が用意する情報提供ネットワークに接続することで、国、県、地方公共団体間で情報の**照会・提供が開始**される。

・独自利用事務の情報連携

- ①独自利用とする34事務のうち**4事務**については、**庁内においてのみ**マイナンバーの**利用、情報の連携**を行う。
- ②**30事務**については、法定事務における情報連携と同様に**平成29年7月**より、国、県、地方公共団体間での**照会・提供を行うもの**とする。
- ③②の情報連携を行うためには、**個人情報保護委員会規則に定められる必要があり**、今後、事前登録、届出、個人情報保護委員会の審査・公表の**手続を経ること**となる。

3 パブリックコメントの概要

- (1) 案の公表：平成28年3月15日（火）
- (2) 意見提出期間：平成28年3月15日（火）～4月3日（日）
- (3) 案の公表場所：広報みなみそうま、市ホームページ、各区役所総合案内、各生涯学習センター、情報交流センター、情報政策課